

独立行政法人日本スポーツ振興センター（災害共済給付）の手続きについて

広島県立賀茂高等学校

学校管理下（授業中、休憩中、部活動中、登下校中等）において発生した災害について、災害共済給付の手続きを行います。次の書類を保健室に提出してください。

1 手続き 別紙1、別紙3（1）、別紙3（7）は学校ホームページからダウンロード可能です。

【本人・保護者が記入】

<b>「災害報告書」</b> <b>（別紙1）</b>	保健室で受け取り（又は学校ホームページからダウンロード）、受傷等の状況について、具体的に記入するとともに保護者の氏名記入と押印が必要。学級担任、部活動顧問、教科担当者のいずれかの先生に見てもらい、サインをもらう。
--------------------------------	--

【医療機関で記入】

<b>「医療等の状況」</b> <b>別紙3（1）</b>	保健室で受け取り（又は学校ホームページからダウンロード）、傷病名・医療費等について証明してもらう。ただし、入院・手術等で1ヶ月の医療費が7,000点以上の場合、「高額療養状況の届」が追加が必要。該当の場合は、保健室で用紙を受け取る。
<b>「調剤報酬明細書」</b> <b>別紙3（7）</b>	保健室で受け取り（又は学校ホームページからダウンロード）医師の処方箋に基づき、保険薬局から調剤を受けた場合に記入してもらう。
<b>「治療用装具・生血明細書」</b>	治療の必要上、コルセット、サポーター等の治療用装具を要した場合に医師に証明してもらう。該当の場合は、保健室で用紙を受け取る。

\*健康保険が適用される受診が対象です。

申請されれば、全医療費の4割が支給されます。（自己負担額+1割）

全医療費が5,000円未満（自己負担額が1,500円未満）の場合は支給されません。

\*数ヶ月かかる場合は、療養月ごとに書類が必要です。

\*受診した次の月から2年間請求を行わなかった場合、給付が受けられなくなります。

2 給付の流れ

